

附属書四―A 繊維及び繊維製品の品目別原産地規則

第A節 解釈のための一般的注釈

- 1 この附属書に定める品目別原産地規則の解釈上、次の定義を適用する。
 - 「部」とは、統一システムの部をいう。
 - 「類」とは、統一システムの類をいう。
 - 「項」とは、統一システムの関税分類番号の最初の四桁をいう。
 - 「号」とは、統一システムの関税分類番号の最初の六桁をいう。
- 2 この附属書の規定の適用上、産品は、一又は二以上の締約国の領域において一又は二以上の生産者により非原産材料を用いて完全に生産され、かつ、次のいずれにも該当する場合には、原産品とする。
 - (a) 当該産品の生産に使用される個々の非原産材料が適用可能な関税分類の変更の要件を満たす場合又は当該産品がこの附属書に定める加工の要件その他の要件を満たす場合
 - (b) 当該産品が、第三章（原産地規則及び原産地手続）又は第四章（繊維及び繊維製品）に定める他の全

ての関連する要件を満たす場合

3 この附属書に定める品目別原産地規則の解釈上、

(a) 特定の項若しくは号又は一連の項若しくは号の産品について適用する品目別原産地規則又は一連の品目別原産地規則は、次節（品目別原産地規則）の表の上欄に掲げる項若しくは号又は一連の項若しくは号に応じ、それぞれ同表の下欄に定める規則とする。

(b) 類又は項の注は、適用される場合には、各類の始めに掲げられ、及び品目別原産地規則に照らして解釈され、並びに品目別原産地規則に追加的な条件を課し、又は代わるものを定めることができる。

(c) 関税分類の変更の要件は、非原産材料についてのみ適用する。

(d) 品目別原産地規則が統一システムの特定の材料を除外する場合には、当該品目別原産地規則は、産品が原産品となるために、除外された当該特定の材料が原産品であることを要求することを意味するものとする。

(e) 一の産品が複数の要件を含む品目別原産地規則の対象である場合には、当該一の産品は、当該複数の要件を全て満たすときにのみ原産品とする。

(f) 単一の品目別原産地規則が一連の項又は号の産品について適用され、かつ、当該品目別原産地規則が当該産品の項又は号の変更を定める場合には、当該産品の項又は号の変更は、他の項又は号（当該一連の項又は号の中の他の項又は号を含む。）から生ずることがあるものと了解される。

(g) この附属書の付録 1 に定める供給不足の物品の一覧表については、この附属書に定める品目別原産地規則に照らして解釈するものとする。

第 B 節 品目別原産地規則

<p>統一システムに基づく分類 (二千十二年に改正された統一システム)</p>	<p>品目別原産地規則</p>
---------------------------------------------	-----------------

第八部 皮革及び毛皮並びにこれらの製品、動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の製品

第四二類 革製品及び動物用装着具並びに旅行用具、ハンドバッグその他これらに類する容器並びに腸の

製品

<p>四二〇二・一二</p>	<p>第四二〇二・一二号の産品への他の類の材料からの変更。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>
<p>四二〇二・二二</p>	<p>第四二〇二・二二号の産品への他の類の材料からの変更。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>
<p>四二〇二・三二</p>	<p>第四二〇二・三二号の産品への他の類の材料からの変更。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>
<p>四二〇二・九二</p>	<p>第四二〇二・九二号の産品への他の類の材料からの変更。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>

第一一部 紡織用繊維及びその製品

第五〇類 絹及び絹織物

五〇・〇一―五〇・〇二	第五〇・〇一項から第五〇・〇二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
五〇・〇三―五〇・〇五	第五〇・〇三項から第五〇・〇五項までの各項の産品への他の項の材料からの変更
五〇・〇六	第五〇・〇六項の産品への他の項の材料からの変更（第五〇・〇四項から第五〇・〇五項までの各項の材料からの変更を除く。）
五〇・〇七	第五〇・〇七項の産品への他の項の材料からの変更

第五一類 羊毛、織獣毛、粗獣毛及び馬毛の糸並びにこれらの織物

五一・〇一―五一・〇二	第五一・〇一項から第五一・〇二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
五一・〇三	第五一・〇三項の産品への他の項の材料からの変更
五一・〇四―五一・〇五	第五一・〇四項から第五一・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

五二・〇六	<p>第五一・〇六項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇七項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
五二・〇七	<p>第五一・〇七項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項又は第五一・〇八項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
五二・〇八	<p>第五一・〇八項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・〇七項までの各項又は第五一・〇九項から第五一・一〇項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
五二・〇九	<p>第五一・〇九項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・〇八項までの各項又は第五一・一〇項の材料からの変更を除く。）</p>
五二・一〇	<p>第五一・一〇項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・〇九項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
五二・一一	<p>第五一・一一項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五一・一二項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・〇六項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三号から第五四〇三・三九号までの各号、第五四〇三・四二号から第五四〇三・四九号ま</p>

	<p>での各号、第五四・〇四項又は第五五・〇九項から第五五・一〇項までの各号の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五二・一二</p>	<p>第五一・一二項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一一項までの各号、第五一・一三項、第五二・〇五項から第五二・〇六項までの各号、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各号、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三九号までの各号、第五四〇三・四二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項又は第五五・〇九項からは第五五・〇九項から第五五・一〇項までの各号の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五二・一三</p>	<p>第五一・一三項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一二項までの各号、第五二・〇五項から第五二・〇六項までの各号、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各号、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三九号までの各号、第五四〇三・四二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項又は第五五・〇九項から第五五・一〇項までの各号の材料からの変更を除く。）</p>

第五二類 綿及び綿織物

<p>五二・〇一―五二・〇三</p>	<p>第五二・〇一項から第五二・〇三項までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p>
--------------------	----------------------------------------------

<p>五二・〇四―五二・〇七</p>	<p>第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇五・〇〇号までの各号又は第五五・〇一項から第五五・〇七項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五二・〇八</p>	<p>第五二・〇八項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・〇七項までの各項、第五二・〇九項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五二・〇九</p>	<p>第五二・〇九項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・〇八項までの各項、第五二・一〇項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五二・一〇</p>	<p>第五二・一〇項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三</p>

	<p>項までの各項、第五二・〇五項から第五二・〇九項までの各項、第五二・一一項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四・〇三・三三号から第五四・〇三・三九号までの各号、第五四・〇三・四二号から第五四・〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五二・一一</p>	<p>第五二・一一項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一一項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四・〇三・三三号から第五四・〇三・三九号までの各号、第五四・〇三・四二号から第五四・〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五二・一二</p>	<p>第五二・一二項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一一項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四・〇三・三三号から第五四・〇三・三九号までの各号、第五四・〇三・四二号から第五四・〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>

第五三類 その他の植物性紡織用繊維及びその織物並びに紙糸及びその織物

五三〇一・一〇一五三〇一・二九	第五三〇一・一〇号から第五三〇一・二九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更
五三〇一・三〇	第五三〇一・三〇号の産品への他の項の材料からの変更
五三・〇二一五三・〇五	第五三・〇二項から第五三・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更
五三・〇六一五三・一一	第五三・〇六項から第五三・一一項までの各項の産品への他の項の材料からの変更

第五四類 人造繊維の長繊維並びに人造繊維の織物及びストリップその他これに類する人造繊維製品

五四・〇一一五四・〇六	第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五二・〇一項から第五二・〇三項までの各項、第五五・〇一項から第五五・〇七項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）
五四・〇七	第五四・〇七項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五

	<p>四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇六項までの各項、第五四・〇八項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五四・〇八</p>	<p>第五四・〇八項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三九号から第五四〇三・三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇七項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>

第五五類 人造纖維の短纖維及びその織物

<p>五五・〇一―五五・〇二</p>	<p>第五五・〇一項から第五五・〇二項までの各項の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>五五・〇三</p>	<p>第五五・〇三項の産品への他の類の材料からの変更（第五二・〇一―五五・〇三項までの各項、第五四・〇一―五五・〇二項までの各項、第五四〇三・三三九号から第五四〇三・三九号までの各号又は第五四〇三・四二二号から第五四〇五・〇〇号までの各号の材料からの変更を除く。）</p>

<p>五五・〇四―五五・〇五</p>	<p>第五五・〇四項から第五五・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五四・〇一項から第五四・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五五・〇六―五五・一一</p>	<p>第五五・〇六項から第五五・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五二・〇一項から第五二・〇三項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三三九号までの各号又は第五四〇三・四二二号から第五四〇五・〇〇号までの各号の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五五―一一―五五―一一・二二</p>	<p>第五五―一一・一一号から第五五―一一・二二号までの各号の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇三・四九九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇九項から第五五・一一項までの各項、第五五―一一・二九号から第五五―一一・九九号までの各号又は第五五・一三項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五五―一二・二九</p>	<p>第五五―一二・二九号の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇五項から第五二・〇六項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三三九号までの各号、第</p>

	<p>五四〇三・四二号から五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各号、第五五・〇九項から第五五・一一項までの各号、第五五・一二・一一号から第五五・一二・二二号までの各号、第五五・一二・九一号から第五五・一二・九九号までの各号又は第五五・一三項から第五五・一六項までの各号の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五五・一二・九一―五五・一二・九九</p>	<p>第五五・一二・九一号から第五五・一二・九九号までの各号の製品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各号、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各号、第五四・〇一―五五・〇一―五五・〇二項までの各号、第五四・〇二―五五・〇二―五五・〇三項までの各号、第五四・〇三・三九号までの各号、第五四・〇三・四二号から第五四・〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各号、第五五・〇九項から第五五・一一項までの各号、第五五・一二・一一号から第五五・一二・二九号までの各号又は第五五・一三項から第五五・一六項までの各号の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五五・一三</p>	<p>第五五・一三項の製品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各号、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各号、第五四・〇一―五五・〇一―五五・〇二項までの各号、第五四・〇三・三九号までの各号、第五四・〇三・四二号から第五四・〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各号、第五五・〇九項から第五五・一二項までの各号又は第五五・一四項から第五五・一六項までの各号の材料からの変更を除く。）</p>

<p>五五・一四</p>	<p>第五五・一四項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇九項から第五五・一二項までの各項又は第五五・一五項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五五・一五</p>	<p>第五五・一五項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇九項から第五五・一四項までの各項又は第五五・一六項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五五・一六</p>	<p>第五五・一六項の産品への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇九項から第五五・一五項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>

第五六類 ウォツディング、フェルト、不織布及び特殊糸並びにひも、綱及びケーブル並びにこれらの製品

<p>五六・〇一―五六・〇四</p>	<p>第五六・〇一項から第五六・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・〇七項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇五項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四・〇三・三三三号から第五四・〇三・三三九号までの各号、第五四・〇三・四二二号から第五四・〇三・四九九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項又は第五五類の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五六・〇五</p>	<p>第五六・〇五項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・〇七項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四・〇三・三三三号から第五四・〇三・三三九号までの各号、第五四・〇三・四二二号から第五四・〇三・四九九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・〇一項までの各項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五六・〇六</p>	<p>第五六・〇六項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・〇七項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇五項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四・〇三・三三三号から第五四・〇三・三三九号までの各号、第五四・〇三・四二二号から第五四・〇三・四九九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項ま</p>

	<p>での各項又は第五五類の材料からの変更を除く。)</p>
<p>五六〇七・二一―五六〇七・二九 変更</p>	<p>第五六〇七・二一号から第五六〇七・二九号までの各号の産品への他の類の材料からの 変更</p>
<p>五六〇七・四一―五六〇七・九〇</p>	<p>第五六〇七・四一号から第五六〇七・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの 変更(第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二 項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から 第五四〇三・三九号までの各号、第五四〇三・四二号から第五四〇三・四九号までの各 号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項又は第五五類の材料からの変更を除 く。)</p>
<p>五六・〇八</p>	<p>第五六・〇八項の産品への他の類の材料からの変更(第五一・〇六項から第五一・一三 項までの各項、第五二・〇五項から第五二・一二項までの各項、第五三・〇六項から第五 三・〇八項までの各項、第五三・一〇項から第五三・一一項までの各項、第五四〇二・三 一号から第五四〇二・六九号までの各号、第五四・〇四項、第五四・〇六項から第五四・ 〇八項までの各項、第五五〇一・二二〇号から第五五〇一・九〇号までの各号、第五五〇 三・二〇号から第五五〇三・四〇号までの各号、第五五・〇五項、第五五〇六・二〇号か ら第五五〇六・九〇号までの各号又は第五五・〇九項から第五五・一六項までの各項の材 料からの変更を除く。)</p>

五六・〇九

第五六・〇九項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一〇項までの各項、第五二・〇四項から第五二・〇七項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇六・〇〇号までの各号又は第五五・〇一項から第五五・一一項までの各項の材料からの変更を除く。）

第五七類 じゅうたんその他の紡織用繊維の床用敷物

五七・〇一―五七・〇五

第五七・〇一項から第五七・〇五項までの各項の産品への他の類の材料からの変更

第五八類 特殊織物、タフテッド織物類、レース、つづれ織物、トリミング及びししゅう布

五八・〇一―五八・〇三

第五八・〇一項から第五八・〇三項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項又は第五五類の材料からの変更を除く。）

<p>五八〇四・一〇</p>	<p>第五八〇四・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項又は第五五類の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五八〇四・二一一五八〇四・三〇</p>	<p>第五八〇四・二一一号から第五八〇四・三〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更</p>
<p>五八・〇五一五八・一一</p>	<p>第五八・〇五項から第五八・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・一一項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項又は第五五類の材料からの変更を除く。）</p>

第五九類 染み込ませ、塗布し、被覆し又は積層した紡織用繊維の織物類及び工業用の紡織用繊維製品

<p>五九・〇一</p>	<p>第五九・〇一項の産品への他の類の材料からの変更（第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇七項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・一二項から第</p>
--------------	----------------------------------------------------------------------------------------

	<p>五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)</p>
<p>五九・〇二</p>	<p>第五九・〇二項の産品への他の項の材料からの変更(第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項又は第五五類の材料からの変更を除く。)</p>
<p>五九・〇三一五九・〇八</p>	<p>第五九・〇三項から第五九・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更(第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五二・一二項までの各項、第五四・〇七項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)</p>
<p>五九・〇九</p>	<p>第五九・〇九項の産品への他の類の材料からの変更(第五二・〇八項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各項の材料からの変更を除く。)</p>
<p>五九・一〇</p>	<p>第五九・一〇項の産品への他の項の材料からの変更(第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から</p>

	<p>第五四〇三・三九号までの各号、第五四〇三・四二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各号又は第五五類の材料からの変更を除く。）</p>
<p>五九・一一</p>	<p>第五九・一一項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・一一項から第五一・一三項までの各号、第五二・〇八項から第五二・一二項までの各号、第五四・〇七項から第五四・〇八項までの各号又は第五五・一二項から第五五・一六項までの各号の材料からの変更を除く。）</p>

第六〇類 メリヤス編物及びクロセ編物

<p>六〇〇一・一〇</p>	<p>第六〇〇一・一〇号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各号、第五二類、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各号、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三九号までの各号、第五四〇三・四二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各号又は第五五類の材料からの変更を除く。）</p>
<p>六〇〇一・二二―六〇〇一・九九</p>	<p>第六〇〇一・二二号から第六〇〇一・九九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各号、第五二類、第五四・〇一項から第五</p>

	<p>五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五類又は第五六・〇六項の材料からの変更を除く。）</p>
<p>六〇・〇二一六〇・〇六</p>	<p>第六〇・〇二項から第六〇・〇六項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二類、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五類又は第五六・〇六項の材料からの変更を除く。）</p>

第六一類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものに限る。）

類注 1 この類の産品が原産品であるかどうかを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品について適用される規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

類注 2 類注 1 の規定にかかわらず、この類の産品であつて、第五八〇六・二〇号又は第六

○・○二項の生地を含むものは、そのような生地が、一又は二以上の締約国の領域において作られ、かつ、仕上げられた糸から作られ、かつ、仕上げられる場合に限り、原産品とする。

類注3 類注1の規定にかかわらず、この類の産品であつて、第五二・○四項、第五四・○一
項若しくは第五五・○八項の縫糸又は縫糸として使用される第五四・○二項の糸を含む
ものは、そのような縫糸が一又は二以上の締約国の領域において作られ、かつ、仕上げ
られる場合に限り、原産品とする。

六一・○一―六一・○九

第六一・○一項から第六一・○九項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第
五一・○六項から第五一・一三項までの各項、第五二・○四項から第五二・一二項までの
各項、第五四・○一項から第五四・○二項までの各項、第五四・○三・三三号から第五四・○
三・三九号までの各号、第五四・○三・四二号から第五四・○三・四九号までの各号、第五
四・○四項から第五四・○八項までの各項、第五五・○八項から第五五・一六項までの各
項、第五六・○六項又は第六〇・○一項から第六〇・○六項までの各項の材料からの変更
を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若し
くは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられる

	<p>ことを条件とする。</p>
<p>六一一〇・一一</p>	<p>第六一一〇・一一号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三三九号までの各号、第五四〇三・四二四号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇一六項までの各項又は第六〇・〇一から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>
<p>六一一〇・一二一六一一〇・一九</p>	<p>第六一一〇・一二号から第六一一〇・一九号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三三九号までの各号、第五四〇三・四二四号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇一六項から第五五・一六項までの各項、第五六・〇一六項又は第六〇・〇一から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>

<p>六一一〇・二〇</p>	<p>第六一一〇・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第六〇・〇一から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>
<p>六一一〇・三〇</p>	<p>第六一一〇・三〇号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇三項、第五五〇六・三三〇号、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第六〇・〇一から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>

<p>六一一〇・九〇</p>	<p>六一一〇・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三号から第五四〇三・三九号までの各号、第五四〇三・四二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項、第五六・〇六項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>
<p>六一一一・二〇</p>	<p>六一一一・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三号から第五四〇三・三九号までの各号、第五四〇三・四二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>
<p>六一一一・三〇</p>	<p>六一一一・三〇号の産品への他の類の材料からの変更。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行</p>

	<p>われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>
<p>六一・二二・九〇</p>	<p>第六一・一・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一から第五四・〇二項までの各項、第五四・〇三・三三三号から第五四・〇三・三九号までの各号、第五四・〇三・四二号から第五四・〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇一六項までの各項、第五六・〇六項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>
<p>六一・二二・六一・一四</p>	<p>第六一・一二項から第六一・一四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一から第五四・〇二項までの各項、第五四・〇三・三三三号から第五四・〇三・三九号までの各号、第五四・〇三・四二号から第五四・〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇一六項から第五五・一六項までの各項、第五六・〇六項又は第六〇・〇一から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>

<p>六一・一五</p>	<p>第六一・一五項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇一項から第六〇・〇一項から第六〇・〇一項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇一項から第六〇・〇一項から第六〇・〇一項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>
<p>六一・一六一・一七</p>	<p>第六一・一六項から第六一・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項、第五六・〇六項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇一項から第六〇・〇一項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>

第六二類 衣類及び衣類附属品（メリヤス編み又はクロセ編みのものを除く。）

類注 1 この類の産品が原産品であるかどうかを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品について適用される規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

類注 2 類注 1 の規定にかかわらず、この類の産品であつて、第五八〇六・二〇号又は第六〇・〇二項の生地を含むもの（第六二二二・一〇号の産品を除く。）は、そのような生地が、一又は二以上の締約国の領域において作られ、かつ、仕上げられた糸から作られ、かつ、仕上げられる場合に限り、原産品とする。

類注 3 類注 1 の規定にかかわらず、この類の産品であつて、第五二・〇四項、第五四・〇一項若しくは第五五・〇八項の縫糸又は縫糸として使用される第五四・〇二項の糸を含むものは、そのような縫糸が一又は二以上の締約国の領域において作られ、かつ、仕上げられる場合に限り、原産品とする。

類注 4 この附属書に規定する繊維又は繊維製品に関する品目別原産地規則にかかわらず、日本の伝統的な衣類である着物又は日本の伝統的な衣類附属品である帯については、次の要件を満たす場合には、原産品とする。ただし、これらの産品が、一又は二以上の締約国の領域において製造された生地から作られ、及び一又は二以上の締約国の領域において裁断され、かつ、縫い合わされ、又は仕立てられることを条件とする。

女子用の着物

この類の規定の適用上、女子用の着物とは、身体を包むようにして着用され、通常は帯と呼ばれる幅の広いひもで固定される衣類であつて、次のいずれにも該当するものをいう。

(a) 第六二〇八・九九号に分類される下着類又は第六二一一・四九号に分類される外

衣類

(b) 絹が百パーセントの織物を五以上の各部分に裁断し、これらを合わせ、及び縫い合わせる事によつて作られるもの

(c) 背中心と袖口との間の幅が六十センチメートル以上七十五センチメートル以下のもの

(d) 袖が胴体の側面に完全には取り付けられておらず、かつ、袖の胴体側が縫い閉じられていないもの

男子用の着物

この類の規定の適用上、男子用の着物とは、身体を包むようにして着用され、通常は帯と呼ばれる幅の広いひもで固定される衣類であつて、次のいずれにも該当するものをいう。

(a) 第六二〇七・九九号に分類される下着類又は第六二一一・三九号に分類される外衣類

(b) 絹が百パーセントの織物を五以上の各部分に裁断し、これらを合わせ、及び縫い合わせる事によつて作られるもの

(c) 背中心と袖口との間の幅が六十センチメートル以上七十五センチメートル以下の

もの

- (d) 袖が胴体の側面にほぼ完全に取り付けられており、かつ、袖の胴体側が縫い閉じられているもの

帯（第六二・一七項）

この類の規定の適用上、帯とは、着物の上から巻かれ、及び結ばれ、並びに幅の広いひもとして使用される衣類附属品であつて、次のいずれにも該当するものをいう。

- (a) 第六二一七・一〇号又は第六二一七・九〇号に分類されるもの
- (b) 長さが三メートル以上五メートル以下のもの、幅が十五センチメートル以上七十センチメートル以下のもの
- (c) 二枚の異なる絹織物を合わせ、及び縫い合わせるにより袋状にしたもの又は一枚の絹織物を半分に折り、及び縫い合わせるにより袋状にしたもの
- (d) 長方形のもの
- (e) 着物と共にのみ使用されるもの

<p>六二・〇一―六二・〇八</p>	<p>第六二・〇一項から第六二・〇八項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四・〇三・三三号から第五四・〇三・三九号までの各号、第五四・〇三・四二号から第五四・〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇一六項までの各号、第五八・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>
<p>六二〇九・二〇</p>	<p>第六二〇九・二〇号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四・〇三・三三号から第五四・〇三・三九号までの各号、第五四・〇三・四二号から第五四・〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇一六項までの各項、第五八・〇一項から第五八・〇二項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>

<p>六二〇九・三〇</p>	<p>第六二〇九・三〇号の産品への他の類の材料からの変更。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>
<p>六二〇九・九〇</p>	<p>第六二〇九・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇一六項までの各項、第五八・〇一項から第五八・〇二項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>
<p>六二・一〇一六二・一一</p>	<p>第六二・一〇項から第六二・一一項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三三九号までの各号、第五四〇三・四二二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇一六項までの各</p>

	<p>項、第五八・〇一項から第五八・〇二項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>
<p>六二二二・一〇</p>	<p>第六二二二・一〇号の産品への他の類の材料からの変更。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>
<p>六二二二・二〇―六二二二・九〇</p>	<p>第六二二二・二〇号から第六二二二・九〇号までの各号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四・〇三・三三号から第五四・〇三・三九号までの各号、第五四・〇三・四二号から第五四・〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項、第五六・〇六項、第五八・〇一項から第五八・〇二項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>
<p>六二・一三一六二・一七</p>	<p>第六二・一三項から第六二・一七項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第</p>

五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四・〇三・三三号から第五四・〇三・三九号までの各号、第五四・〇三・四二号から第五四・〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項、第五六・〇六項、第五八・〇一項から第五八・〇二項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わせれ又は組み立てられることを条件とする。

第六三類 紡織用繊維のその他の製品、セット、中古の衣類、紡織用繊維の中古の物品及びびぼろ

類注 1 この類の産品が原産品であるかどうかを決定するに当たり、当該産品について適用される規則は、当該産品の関税分類を決定する構成部分についてのみ適用されるものとし、当該構成部分は、当該産品について適用される規則に定める関税分類の変更の要件を満たさなければならない。

類注 2 類注 1 の規定にかかわらず、この類の産品であつて、第五二・〇四項、第五四・〇一項若しくは第五五・〇八項の縫糸又は縫糸として使用される第五四・〇二項の糸を含む

ものは、そのような縫糸が一又は二以上の締約国の領域において完全に作られた場合に限り、原産品とする。

<p>六三・〇一―六三・〇四</p>	<p>第六三・〇一項から第六三・〇四項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四・〇三・三三三号から第五四・〇三・三九号までの各号、第五四・〇三・四二二号から第五四・〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項、第五八・〇一項から第五八・〇二項までの各項、第五九・〇三項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>
<p>六三・〇五</p>	<p>第六三・〇五項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四・〇三・三三三号から第五四・〇三・三九号までの各号、第五四・〇三・四二二号から第五四・〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項、第五八・〇一項から第五八・</p>

	<p>○二項までの各項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>
<p>六三・〇六一六三・一〇</p>	<p>第六三・〇六項から第六三・一〇項までの各項の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四・〇三・三三号から第五四・〇三・三九号までの各号、第五四・〇三・四二号から第五四・〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各項、第五八・〇一項から第五八・〇二項までの各項、第五九・〇三項又は第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。</p>

第一二部 履物、帽子、傘、つえ、シートステッキ及びびむち並びにこれらの部分品、調製羽毛、羽毛製品、造花並びに人髪製品

第六六類 傘、つえ、シートステッキ及びびむち並びにこれらの部分品

六六・〇一

第六六・〇一項の産品への他の項の材料からの変更

第一三部 石、プaster、セメント、石綿、雲母その他これらに類する材料の製品、陶磁製品並びにガラ

ス及びその製品

第七〇類 ガラス及びその製品

七〇・一九

第七〇・一九項の産品への他の項の材料からの変更

第二〇部 雑品

第九四類 家具、寝具、マットレス、マットレスサポート、クッションその他これらに類する詰物をした

物品並びにランプその他の照明器具（他の類に該当するものを除く。）及びイルミネーション

サイン、発光ネームプレートその他これらに類する物品並びにプレハブ建築物

九四〇四・九〇

第九四〇四・九〇号の産品への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・

一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から
第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三九号までの各号、第

第九六類 雑品

五四〇三・四二号から五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各号、第五五・〇八項から第五五・一六項までの各号、第五八・〇一から第五八・〇二項までの各号、第六〇・〇一から第六〇・〇六項までの各号、第六三・〇一から第六三・〇四項までの各号又は第六三・〇七・九〇号の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。

九六・一九

第九六・一九項の産品（紡織用繊維のウオッディング製のもの）への他の項の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各号、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各号、第五四・〇一から第五四・〇二項までの各号、第五四・〇三・三三号から第五四・〇三・三九号までの各号、第五四・〇三・四二号から第五四・〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各号、第五五類から第五六類までの各号又は第六一類から第六二類までの各号の材料からの変更を除く。）。

第九六・一九項の産品（乳児用のおむつ及びおむつ中敷きその他これらに類するもので合成繊維製のもの）への他の項の材料からの変更（第六一類から第六二類までの各号の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組

み立てられることを条件とする。

第九六・一九項の産品（紡織用繊維製のその他のもの）への他の類の材料からの変更（第五一・〇六項から第五一・一三項までの各項、第五二・〇四項から第五二・一二項までの各項、第五四・〇一項から第五四・〇二項までの各項、第五四〇三・三三三号から第五四〇三・三九号までの各号、第五四〇三・四二号から第五四〇三・四九号までの各号、第五四・〇四項から第五四・〇八項までの各項、第五五類、第五六・〇六項、第五八・〇一項から第五八・〇二項までの各項、第五九・〇三項、第六〇・〇一項から第六〇・〇六項までの各項又は第六一類から第六二類までの各類の材料からの変更を除く。）。ただし、当該産品が、一又は二以上の締約国の領域において、裁断され若しくは特定の形状に編まれ又はその両方が行われ、かつ、縫い合わされ又は組み立てられることを条件とする。

注 第九六・一九項の産品（繊維材料のものを除く。）の品目別原産地規則については、附属書三―D（品目別原産地規則）を参照すること。